

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220039	30年2月20日	30年8月9日	30年9月26日	個人番号の利用目的の変更	<p>【提案の具体的内容】 事業者が従業員から取得した個人番号について、利用目的の変更を柔軟に認め、取得後に新しく設定した福利厚生(財形貯蓄、職場つみたてNISA等)の目的で利用することを認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 あらかじめ特定した利用目的と異なる個人番号の利用は認められていないため、取得時と異なる目的で利用する必要があるが生じた場合、事業者が個人番号をあらかじめ取得しなければならないことがあり、特定個人情報の収集にあたり、取得側と提供側の双方に追加的な事務コストが発生している。 そこで、利用目的の変更を柔軟に認め、給与所得の源泉徴収票作成事務のために事業者が従業員から取得した個人番号について、取得後に新しく設定した福利厚生(財形貯蓄、職場つみたてNISA等)の目的で利用することを認めるべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	個人情報保護委員会	<p>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A)において、以下のとおり、Q&Aを追加しています。(平成30年3月)</p> <p>Q1-13 雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、雇用の従業員(福利厚生の一環として)財形形成住宅貯蓄や財形形成年金貯蓄、職場積立NISAに関する事務のために利用することはできませんか A1-13 個人番号の提供を受けた時点では、財形形成住宅貯蓄等に関する事務のために個人番号の提供を受けておりませんので、利用目的を変更して、本人に通知又は公表を行うことで当該事務に個人番号を利用することができます。(平成30年3月追加)</p>	<p>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A)において、以下のとおり、Q&Aを追加しています。(平成30年3月)</p> <p>「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A)及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A)において、以下のとおり、Q&Aを追加しています。(平成30年3月追加)</p>	その他	<p>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A)において、以下のとおり、Q&Aを追加しています。(平成30年3月)</p> <p>Q1-13 雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、雇用の従業員(福利厚生の一環として)財形形成住宅貯蓄や財形形成年金貯蓄、職場積立NISAに関する事務のために利用することはできませんか A1-13 個人番号の提供を受けた時点では、財形形成住宅貯蓄等に関する事務のために個人番号の提供を受けておりませんので、利用目的を変更して、本人に通知又は公表を行うことで当該事務に個人番号を利用することができます。(平成30年3月追加)</p>	
300220041	30年2月20日	30年3月13日	30年3月30日	持株会における会員の個人番号の提供時期の明確化	<p>【提案の具体的内容】 個人情報保護委員会のガイドラインに関するQ&Aにおいて、持株会への入会以降であれば、従業員等が株主となっていない時点においても、持株会は個人番号の提供を受けられることを明確化するべきである。</p> <p>【提案理由】 個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A)のQ4-4の回答においては、「従業員等がまだ株主となっていない時点では、個人番号関係事務の処理のために必要がある場合とはいえませんが、持株会が従業員等に個人番号の提供を求めることはできません。従業員等が株主となり持株会に入会した時点で、当該従業員等に対し、個人番号の提供を求めることができます。また、持株会が従業員等に対し、個人番号の提供を求めることはできません。従業員等がまだ株主となっていない時点では、個人番号関係事務の処理のために必要がある場合とはいえませんが、持株会が従業員等に個人番号の提供を求めることはできません。従業員等が株主となり持株会に入会した時点で、当該従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなります。また、持株会が個人番号の収集・本人確認事務を所属会社に委託している場合は、持株会が所属会社経由で従業員等の個人番号の提供を受けることができます。」とされている。持株会への従業員の入会申請から買い付けによる特分の取得には通常1~2ヶ月を要するところ、現状のガイドラインでは、この間、持株会が会員の個人番号を取得することができないと解釈できる。 そこで、例えばガイドラインの回答を以下のように修正し、実務上の取り扱いを明確化するべきである。</p> <p>(改正案) 従業員等がまだ持株会の会員となっていない時点では、個人番号関係事務の処理のために必要がある場合とはいえませんが、持株会が従業員等に個人番号の提供を求めることはできません。従業員等が持株会に入会申請する際以降に、当該従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなります。 また、持株会が個人番号の収集・本人確認事務を所属会社に委託している場合は、従業員等がすでに所属会社に提供している個人番号について、持株会は従業員等の入会手続き以降に所属会社経由で提供を受けることができます。</p>	(一社)日本経済団体連合会	個人情報保護委員会	<p>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A)において、以下のとおり、Q&Aを示しています。</p> <p>Q4-4 従業員持株会は、従業員が所属会社に入社した時点で、その従業員に個人番号の提供を求めることはできませんか。また、所属会社経由で個人番号の提供を受けることはできませんか。 A4-4 従業員等がまだ株主となっていない時点では、個人番号関係事務の処理のために必要がある場合とはいえませんが、持株会が従業員等に個人番号の提供を求めることはできません。従業員等が株主となり持株会に入会した時点で、当該従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなります。また、持株会が個人番号の収集・本人確認事務を所属会社に委託している場合は、持株会が所属会社経由で従業員等の個人番号の提供を受けることができます。</p>	<p>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A)において、以下のとおり、Q&Aを修正します。(30年3月を予定)</p> <p>「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A)において、以下のとおり、Q&Aを修正します。(30年3月を予定)</p>	対応	<p>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A)において、以下のとおり、Q&Aを修正します。(30年3月を予定)</p> <p>Q4-4 従業員持株会は、従業員が所属会社に入社した時点で、その従業員に個人番号の提供を求めることはできませんか。また、所属会社経由で個人番号の提供を受けることはできませんか。 A4-4 従業員等が所属会社に入社した時点で、個人番号関係事務の処理のために必要がある場合とはいえませんが、持株会が従業員等に個人番号の提供を求めることはできません。従業員等が株主となるために持株会に入会申請した時点で、当該従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなります。また、持株会が個人番号の収集・本人確認事務を所属会社に委託している場合は、持株会が所属会社経由で従業員等の個人番号の提供を受けることができます。</p>	